

居宅訪問型保育事業利用申込書（待機児童向け）

令和 年 月 日

(宛先) 中央区長・中央区福祉事務所長

居宅訪問型保育事業について、次のとおり申し込みます。

申込者(保護者)

住 所	〒 中央区		
ふりがな		電 話	(保護者①) () □主な連絡先
氏 名			(保護者②) () □主な連絡先 (自宅) ()

対象児童

ふりがな		令和 年 月 日生 (歳)
氏 名		

利用開始希望月

令和 8 年 1 2 月

家族の状況（申込者も記入してください。家族以外で同居している方も記入してください。）

氏 名	対象児童との続柄	生年月日	就労先・学校・幼稚園・保育所等の名称
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	
4		年 月 日	
5		年 月 日	
6		年 月 日	

※裏面へ続きます

確 認 書

1	本事業の利用を申し込むにあたり、子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書により提出した個人情報と、本事業の実施のため利用することに同意します。 保育園等の入所申し込み時に中央区福祉事務所に提出している書類の内容および本事業の利用に係る書類の内容について、中央区福祉事務所に情報提供することに同意します。
2	本事業の利用にあたっては、保育園等の入所申込が有効であることが必要です。 有効期間が切れると本事業は利用終了となるため、有効期間が切れないように申し込みの延長手続きをしてください。なお、有効期間が切れることについて事前に区から通知はいたしません。
3	本事業の利用開始後も、保育園等の利用調整を行います。保育園等へ内定した場合は内定先の保育園等に入園となり、本事業の利用は終了となります。保育園等の内定を辞退した場合、年度内は再度本事業を申し込むことはできません。 また、保育園等の利用申し込みを取り下げた場合や本事業の利用条件を満たさなくなった場合は、本事業の利用は終了となります。
4	内定後、運営事業者がご自宅を訪問し保育環境等を確認の上、運営事業者から重要事項の説明を受け、利用契約を取り交わし利用開始となります。
5	本事業は運営事業者との直接契約になります。契約内容に同意いただけない場合、内定辞退となりますので、子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届を令和8年10月30日（金）までに必ず保育入園係へご提出ください。提出がない場合でも運営事業者との利用契約が成立しない場合は内定辞退として取り扱います。
6	区外に転出した場合、本事業の利用は転出した日で終了となります。
7	中央区への転入予定でお申込みの場合、中央区への転入手続き後、中央区役所6階保育入園係でも転入の手続きが必要です（出張所でお手続きはできません。）。令和8年10月30日（金）までに必ず手続きを行ってください。

令和 年 月 日

上記の事項について、全て確認しました。

世帯主 氏名 _____

※世帯主の氏名は自署してください。